

商標法49条2項 江西「恒大」ミネラルウォーターに関する商標が3回も逆転、取り消された

日付: Apr 30
2020

万慧達は、自然人潘弟の代理として、江西恒大高新技術股分有限公司(以下「江西恒大公司」と略称する)の第**6931816**号「

恒大

」商標に対して**3年**不使用取消審判を請求し、その後行政訴訟を提起した。

2017年11月29日、北京高院は（**2017**）京行終**4247**号の行政判決文で再審商標を取消すべきだと判決し、江西恒大公司の一部の証拠に偽造があることを考慮して現有の証拠は、再審商標が再審期間内に真実、合法、持続的に使用されたことを証明できないと認定した。